

## 6. 外国為替手形再割引契約の締結

### (1) 初期の対横浜正金銀行取引

#### 明治16年のコルレス契約

前述のように、本行は各地の国庫金取扱い代理店である市中銀行と「コルレスポンデンス」契約を締結し、明治16年（1883年）7月1日から実施した。既に13年2月28日に業務を開始していた横浜正金銀行は、本行開業前の15年10月2日、本行に対し、①一般国立銀行と同様に同行と取引を開くこと、②横浜正金銀行の業務の性格にかんがみ、横浜および海外に関する銀行業務は同行に委託すること、を要請したが、その際コルレス契約についても本行と協議した<sup>(1)</sup>。

横浜正金銀行は「政府特別の御保護も有」り、一般の銀行と同様のコルレス契約を締結しがたい事情もあったので、本行は同行との約定書を別個に起草し、16年7月3日に大蔵卿に上申して同月19日にその許可を得<sup>(2)</sup>、横浜正金銀行と16年7月1日から2か年、コルレス取引を行うことを締約した。これが本行と横浜正金銀行との取引「契約の嚆矢である」といわれている<sup>(3)</sup>。

横浜正金銀行とのコルレス契約の内容は一般銀行とのそれと大差なかったが、為替取組み・商業手形の取立て・代金取立て・一時融通貨の取引上、同行に対し供与される貸付極度額は20万円と定められ、一時融通貨の返済期限は6か月以内とされた点が大きく異なっていた<sup>(4)</sup>。同行に対するこの貸付極度額は、当時のコルレス契約に基づく他行に対するそれに比べればかなり多額であり（明治16年末の同行以外のコルレス取引先54、極度額合計87万3000円、1取引先当たり極度額1万6200円弱）、第2位の第二十二国立銀行本店の貸付極度額ですら4万円にすぎなかった。しかも、他行の場合は、一時融通貨は貸付極度額の3分の1を限度としていたが、横浜正金銀行についてはそのような制限がなく、返済期限も他行は100日以内であったのに、同行の場合は6か月以内とされた。これらの点は政府の特別な保護を有する同行の事情を考慮したものであろう。

もっとも、一時融通貸の金利は当初年8%と定められ（定期貸利子歩合と同一）、特に優遇されていなかった。また、横浜正金銀行は外国荷為替取組みのため政府「準備金」から400万円まで借り入れができる特権を有していたことからみれば、コルレス契約に基づく本行の資金融通が、同行にとってどれほどの意義を有していたかは疑わしい。

### 明治18年の約定

明治17年5月26日、兌換銀行券条例が公布された（7月1日施行）のに伴い、同年7月15日、本行は横浜港における兌換銀行券の流通を促進するため横浜正金銀行と特別約定を締結し、この約定「実施の日より二ケ年の期限を以て兌換券交換事務を同行に委託し、而して之が報酬として本行は一ケ年二分四厘の利子を以て兌換券百万円を同行に貸付くる」ほか、「予め交換資銀貨五拾万円を預け置く」ことにしたことは前に述べた<sup>(5)</sup>。また、兌換銀行券を初めて発行した18年5月9日に上記約定は発効したが、同日大蔵卿から「横浜正金銀行をして兌換券発行の事務取扱に従事せしむるに依り、同行に申付くるに特に本行代理店を以てし、其約定手続等を取調べ至急上申すべく、但該発行事務に付ては総て本行支店の資格を以て取扱はしむべき」旨を令達されたので、6月11日に本行は大蔵卿の認可を得、同月20日、「横浜港に於て日本銀行兌換券取扱方の代理を横浜正金銀行へ囑托する」特別約定を2か年の期限をもって横浜正金銀行と締結し、17年7月の約定を廃止したことも既に述べたとおりである<sup>(6)</sup>。

この18年6月の新約定により本行は、「兌換券引換資金として適宜の員額を正金銀行に預け置く」とともに、「兌換券百五拾万円を極度とし、本約条期限中年式分の利子を以て正金銀行へ貸渡す」ことになった。しかし、貸付限度150万円のうち50万円は大蔵卿の指図を待って貸し付けることにしたので<sup>(7)</sup>、前年7月の旧約定による貸付金100万円と金額面では異ならなかったが、貸付金利が年2.4%から2%に引き下げられた点は注目されよう。

この横浜正金銀行に対する貸付金は、「兌換券取扱方代理の費用を償んが為め」とされた（特別約定第11条）が、約定締結の経緯から見て政府（松方蔵相）

の要請に基づくものであったことは想像に難くない。明治18年12月、吉原本行総裁は原六郎横浜正金銀行頭取と会談した際、次のように述べたといわれている<sup>(8)</sup>（傍点は引用者のもの）。

日本銀行が銀券百万円を非常な低利で正金銀行へ貸付けているのも全く其筋、特に大蔵卿の切なる御口添があったからである。又日本銀行が正金銀行を支店又は代理店同様に認めているのも結局大蔵省からの理不尽な要求があったからで、決して日本銀行の発意に出たものではない。……正金銀行が傍若無人の振舞をつづけるなら当方としても考へなければならぬ。

もっとも、吉原総裁は欧米諸国歴訪のため明治18年3月21日に離日し、年末も押し迫った12月26日に帰国したとされている<sup>(9)</sup>、同年12月に原横浜正金銀行頭取と会談した可能性はあるものの、疑わしい面もないではない。しかし、会談時日の点は別として、吉原総裁の上記発言が事実とすれば、特別約定で定めた同行に対する低利貸付は本行が積極的に行ったものでないことを示している。貸付限度150万円のうち50万円が一応条件付きとされたのもその表われといえよう。

問題は、本行が横浜正金銀行に対する低利貸付に消極的であったのはなぜかという点であろう。その理由として、「正金銀行は政府の過大な保護を受けてややもすると日本銀行を圧倒する傾きがあ」ったことを挙げる説があるが、抽象的で納得しがたい。<sup>(10)</sup>確かに、開業「当時の日本銀行の業務たるや極めて微々たるもので、一時は寧ろ閑散に苦しんだ程であったから、従って其利益も亦薄く、行員が漸く僅か許りの賞与を得たのは開業より三年目の明治十七年であった。……斯かる有様であったから、当時の日本銀行は寧ろ正金銀行の華美なる活動振りに圧倒せらるるの観があった。……政府は斯く好景気の正金銀行に対して斯くみじめなる日本銀行より低利資金を融通せしめんと企てたために、一問題を惹起し」という意見もあるが、これも理由としてはやや世俗的すぎるといえよう。<sup>(11)</sup>

一方、「藩閥政府攻撃と結びついた日本銀行と正金銀行の不穏な対立」を指摘する見方もある。明治19年1月に原頭取は伊藤博文首相を訪問した際、「此度の海外為替資金御預入継続を機として、最近正金銀行と大蔵大臣との関係を宛然嘗ての三菱と大隈参議との関係のやうに吹聴し、又日本銀行と正金銀行との関係を

共同運輸会社と三菱会社との関係に擬して悪宣伝を試みるものがあるが、……近  
来政治運動と結んでかやうな悪宣伝が広まるにおいては、将来日本銀行と正金銀  
行との間に如何なる事態が生ずるやもはかり難い」と述べているからである。<sup>(12)</sup>  
しかし、それを裏付ける本行資料は見当たらない。

そもそも、18年6月の特別約定による横浜正金銀行に対する低利貸付は、「兌  
換券取扱方代理の費用を償んが為め」とされているが、果たしてそのみを目的  
としていたのであろうか。もしそうであるならば、後述のように約定期限の満了  
とともに約定内容を改訂して貸付金利を引き上げるという措置をとらず、そのま  
ま継続したのであろう。当時、大蔵省は「紙幣四百万円を限り大蔵省の都合を以て  
日本銀行に預け入」れ、本行はこの「預け金を以て横浜正金銀行に預け入れ外国  
荷為替を取組ましむ」という、横浜正金銀行に対する新たな資金供給の道を検  
討していたといわれているが、この点からいえば特別約定による低利貸付は同行  
の為替資金源の補強をねらいとしていたとも考えられよう。<sup>(13)</sup>

そうであればこの低利貸付は、政府の特別な保護があったとはいえ、一般法で  
ある国立銀行条例に基礎を置く横浜正金銀行を特に優遇する措置であったという  
ことになる。しかも、同行の為替資金需要は旺盛で、当時資金調達的主要源泉と  
なっていた政府「準備金」からの貸付は、明治18年中504万円の多額に達してい  
たばかりでなく、なお増大する可能性が強かった。事実、明治19年4月1日～11  
月17日の間の貸付高は1015万円に上ったといわれる。一方、19年1月からの政府  
紙幣の銀貨兌換開始を考えると、今後は「準備金」からの為替資金供給はそう期  
待できなくなることは必至であった。しかし、政府にとっては外債償還・軍艦購  
入・在外公館経費の支払いなど当面の必要最低限度の対外支払いのためにも、引  
き続き外貨の取得に努める必要があった。したがって、同行に対する輸出為替買  
取り資金の供給を続けざるをえないが、上記のように今後「準備金」に期待でき  
なければ、為替資金供給ルートの変換は当然予想されるどころであった。

このような事情のもとで、もし特別約定による低利貸付のような融資を安易に  
認めるならば、特定の民間銀行のみに特典を与えることになるだけでなく、いず  
れ融資額の増大は避けられず、後に富田総裁が述べたように「巨額の資を託し拱

手して其処置を望むが如きは弊害を醸出するの媒介たるや疑を入れざる所<sup>(14)</sup>となるおそれがあった。とくに銀行券の兌換維持にとって重要な正貨準備の取得・蓄積という「重大の事件」<sup>(15)</sup>を、結果的に同行にゆだねることになる可能性もあった。本行が横浜正金銀行に対する低利貸付に消極的とならざるをえなかった理由は、これらの点にあったと思われる。

### 明治21年の特別契約

明治18年6月に横浜正金銀行と締結した特別約定は20年6月19日に期限満了となったが、本行は大蔵大臣の許可を得て所要の改正を加え、さらに2か年継続することにした。その結果、限度150万円の貸付を規定した約定の条項は削除され、本行は同行に横浜港における兌換銀行券の取扱いを委託する代わりに、「諸雑用料として壹ヶ年金六千円を毎半季に分け日本銀行より仕払ふ」ことにする一方、「従来貸与したる百万円は其際返済せしめ、爾後年四分八厘の利子を以て貸付くる」<sup>(16)</sup>ことにした。横浜正金銀行向け低利貸付に対する本行の態度をよく示しているといえよう。

その翌月、明治20年7月の7日に横浜正金銀行条例が公布され、横浜正金銀行は「貿易上に関し内外国の媒介と為り金融をして円滑ならしむる」特殊銀行となり<sup>(17)</sup>、300万円の増資（資本金300万円→600万円、1株につき100円のプレミアムを徴し積立金に繰入れ）を行って為替資金の充実を図った。しかし、前述のように政府「準備金」からの資金導入が従来のような規模では期待できなくなったこと、明治19年6月に継続を認められた御用外国為替の取扱いも22年3月までとされたことからすると、確実な為替資金調達の道を確保する必要のあったことは否定できない。

横浜正金銀行条例が公布された年の11月7日、大臣に提出された大蔵省の「明治二十一年度海外荷為換資金支出方ノ義御内決伺」<sup>(18)</sup>を見ると、「是迄横浜正金銀行に於て取扱候荷為換資本金の儀は準備金より支出致来候処、準備金は最早悉皆金銀貨と相成、且つ追々紙幣兌換の為め日本銀行へ交付致し残額僅少に相成、来廿一年度に於ては該資金を準備金より支出し能はざる景況に立至り候」<sup>(19)</sup>とし、そ

の対策案を述べている。その基本点は、政府が外国で支出すべき金額(案では700万円)に限り、横浜正金銀行に海外荷為替資金を供給しようというものであった。しかし、政府の対外支払額を限度とするこの方式では、当時の輸出額の1割強を対象にできるだけ、明治19年の実績の3分の1以下の荷為替しか取り組めなかった。

しかも、上記「伺」のいうような「準備金」に支えられた海外荷為替の全廃のもたらす損害が、「当時の大蔵官僚にとって看過できないものであったに違いない」ほど厳しいものであったとすれば、正貨獲得・政府の対外送金費用節減・横浜正金銀行存続のためには、「準備金」による海外荷為替に代わる貿易金融の仕組みを創出しなければならなかった、と言われるのもその限りで当然であろう。<sup>(20)</sup>

「伺」の末尾に「元来外国為換の業は日本・正金両銀行連帯にて取扱はば最好都合に候」と述べられていたことからみれば、政府当局は横浜正金銀行に対する新しい資金供給源として本行を考えていた、と推測して間違いないと思われる。横浜正金銀行条例を制定し、またその第16条で、大蔵大臣が必要と認める時は、特に日本銀行副総裁をして横浜正金銀行頭取を兼ねさせ、または横浜正金銀行頭取をして日本銀行理事を兼ねさせることがあると定めたのは、その伏線であったといえないことはない。

事実、明治20年11月ごろから、横浜正金銀行に対する為替資金の融資について松方蔵相または原同行頭取から富田本行副総裁(21年2月、第2代総裁に就任)に接触があり、年明け後、その懇請はいっそう急となった。<sup>(21)</sup> その後の経緯は定かではないが、21年9月20日、本行は横浜正金銀行と特別契約を締結し、同行と「協心戮力し国家経済の進歩を謀るの趣旨を以て」、「外国に関する銀行事業は同行に於て専ら之に任ずべきこと、並に本行は外国為替資金として一ケ年金三百万円を限り年三分の利子を以て同行に貸付し、同行へ右借入金に対し其半額より少からざる金高を以て外国市場に於て銀塊を買入れ、本行に輸入し返金の勘定を取扱ひ、又本行の依頼により地金銀又は金銀貨を内外国に於て買集すべきこと……」<sup>(22)</sup> などを取り決めた。

もっとも、特別契約締結の日に富田総裁が原横浜正金銀行頭取にあてた書簡

は、「本行金融の都合有之候間、来明治二十二年三月限り御用立金悉皆御返 済 相成候様確と御了承相仰ぎ度候、右の次第に付ては今般の御用立金に対し候ては、規約第六条〔引用者注：銀塊による返金の件〕は強て御履行不相仰候条此段御承知被下度候」と記している<sup>(23)</sup>。これによれば特別契約による本行の為替資金貸付は、「『準備金』減少に対する一時的救済にはなつたものの恒久的な日銀資金の供給を定めたものではなかつた<sup>(24)</sup>」ということになり、この問題に関する当時の本行の態度が明示されている点は興味深い。吉野俊彦によれば、この特別契約には、両行が「親睦和合して共に」とか、横浜正金銀行が「専ら之に任ずべきこと」などという何か異様な緊張感のこもった文言がみられ、この契約は単に日本銀行が同行に対して低利融資を約束しただけのものではなく、「日本銀行と横浜正金銀行との間に伏在していたもっとデリケートな問題を処理するという意味があつたのではなかろうか」と推測されている<sup>(25)</sup>。

この「もっとデリケートな問題」とは、外国為替業務の取扱いをどの機関にゆだねるべきか、換言すれば、どのようにして正貨を吸収・蓄積すべきかをめぐるとの意見の対立がその中心であつたように思われる。しかし、それだけではなく、先に述べた明治19年1月の原横浜正金銀行頭取の伊藤首相に対する発言や、「当時横浜正金銀行は松方正義をバックとする原頭取系と、大隈重信をバックとする中村道太（横浜正金銀行初代頭取 松方の要請により同行を辞任、しかし行内に依然かなりの力をもつていた）系との二つに分れ、暗闘が絶えなかつた<sup>(26)</sup>」ことを考えると、富田総裁もしくは本行が横浜正金銀行の業務運営にまつわる紛争に危惧を抱き、同行と一線を画そうとしていたとしても無理からぬ事情にあつた点も見逃すことができない。当時「外国為換の業は日本・正金両銀行連帯にて取扱はば最好都合」と考えていた政府当局としては、本行と同行との間に一線が画されるのを放置しておくわけにはいかなかつたといえよう。

### 横浜正金銀行をめぐる問題

周知のように、横浜正金銀行の創立・開業に当たっては福沢諭吉と大隈重信が助言・支援を与え、政府も手厚い保護を与えたが、同行は「1881年（明14）の末

から翌年にわたる内外商況の激変に遭遇し、得意先の破産する者が多く、加うるに、事務の取扱が放漫に流れて慎重を欠いたところもあり、……ついには容易ならぬ大損失を来すべき状況になっていたにもかかわらず、中村頭取は種々弥縫の手段を講じて事実を隠蔽し<sup>(27)</sup>ていた。このような事態に横浜正金銀行の前途を深く憂慮した松方大蔵卿は、明治15年6月29日、同行の3取締役を呼んで厳しく戒めたが、7月10日の株主総会で中村頭取は引責辞職し、小野光景副頭取が頭取に就任した<sup>(28)</sup>。

しかし、この頭取交替が契機となったのであろうか、「同銀行の株主は先頃より二派に分れ、一方は某銀行の頭取の党にて其所有の株金高は二百四十万円なり、此党の株主は其筋の内容を奉して同銀行を日本銀行に合併せんことを主張し、他の一方は伝馬町辺の某豪商の党にて其所有の株金高は僅かに六十万円なれども、此党は全く其筋との縁を切りて同銀行を独立せしめんこと主張し、弥々其勝敗を決せん」としていたと伝えられている<sup>(29)</sup>。もっとも、その真偽のほどは定かでないが、小野頭取が同行の現行組織に異論を抱き、あるいは官民分離を唱え、あるいは平穩閉店の得策なことを株主間に宣伝したこともあって、「行内は議論紛々として乱れ飛ぶ状況を呈し」、ほとんど收拾すべからざる有様となった<sup>(30)</sup>。

このため、明治16年1月10日の株主総会において小野頭取は在任わずか半年で辞任し、白洲退蔵が第3代頭取に就任したが、松方大蔵卿の意向もあって、早くも3月22日に原六郎第百国立銀行頭取が横浜正金銀行第4代頭取となり、同行の改革に着手することになった<sup>(31)</sup>。この改革により「行内の異分子が全く排除された」といわれているが、行内の対立が全く解消したわけではなかった。たとえば、役員賞与の制限（明治21年7月）や配当率の引下げ（同22年9月）に伴い、「株主及び行員間に多少の不平者を生じたから、前頭取中村氏一派が此機に乗じて、再び本行〔引用者注：横浜正金銀行〕の実権を掌握しようという野心を抱くに至り」、明治24年3月の株主総会は大混乱に陥っている<sup>(32)</sup>。このため「松方大蔵大臣竝に川田日本銀行総裁に陳情して其後援を請ひ、〔中村一派の〕機先を制して行内の異分子を一掃し、行員の一大淘汰を断行して、大に行紀の振肅を計ら」ざるをえなかった<sup>(33)</sup>ほどであった<sup>(34)</sup>。



他方、明治10年代半ば以降の民権運動の展開につれて政府攻撃が急速に高まったが、「藩閥政府を倒すには日銀を味方にして財政上の権利を握る一方、伊藤、井上、松方ら純薩長派の保護下にある正金銀行の勢力をそがねばならないとされ、政府攻撃は正金銀行攻撃と呼応して行われることになった」といわれている<sup>(35)</sup>。同行がそうした動きに悩まされていたことは、先の原頭取の伊藤首相に対する発言からも想像できよう。しかし、このような動きがあったからといって、「藩閥政府攻撃と結びついた日本銀行と正金銀行の不穏な対立<sup>(36)</sup>」があったとは言い切れないが、本行が横浜正金銀行に対する為替資金の低利融資を安易に認めたならば、松方一原一富田の関係について誤解を招き、藩閥政府攻撃の政治運動に巻き込まれて、同行とともに攻撃目標にされる可能性が強かったのではなからうか。したがって、本行としては、少なくとも外見的には、同行と相当の距離を保った態度を示さざるを得ず、それが同行に対する制度的な為替資金供給源となることに消極的な姿勢を取らせる一因——おそらくは二次的な——となったのではないかと思われる。「不穏な対立」と見られたのはその結果にすぎないともいえよう。

以上のような横浜正金銀行の内紛や政府攻撃問題のほか、当時同行の業務運営姿勢に対し批判・疑問が抱かれていた点も無視できない。明治21年1月10日の臨時株主総会において原横浜正金銀行頭取は、「近来諸新聞紙上に於て当行の事に就き彼是論評を為し、就中当行と政府との関係、外国為替、片為替、銀貨輸出の事等を種々攻撃して已まされとも、此等は畢竟事実を知らざるか、又は片言のみを聞きて速断を為すものに過ぎざれども、一犬虚に吠へて万犬実を伝へ、終に此の如き有様を呈するに至りしなり」と述べている<sup>(37)</sup>。同行と政府との関係に対する批判は既に述べたとおりであるが、片為替および銀貨流出については以下のように批判されていた。

すなわち、政府は横浜正金銀行の輸出手形買取りに対し多額の資金援助を与えているうえ、手数料も支給するなど手厚い保護も加えているので、同行は兌換銀行券で競って輸出手形を買い入れるが、多くの正貨をロンドンに蓄積している。そのため片為替となるだけでなく、輸入の決済に必要な銀貨の取得を目的とする日本銀行券の銀貨兌換が生じ、銀貨が流出する。そして銀貨が不足するようにな

## 6. 外国為替手形再割引契約の締結

ると、これを補充するために銀塊が輸入され、銀貨に鑄造されることになる。したがって、政府は為替資金を無利息で供給し、手数料を支給するなどの財政負担を負うのに加えて、地銀の回送費・保険料・鑄造費なども負担しなければならなくなるという批判である。<sup>(38)</sup>

このような批判は、原頭取の指摘するように、「事実を知らざるか、又は片言のみを聞いて速断を為すものに過ぎ」ないものであったかもしれないが、富田本行総裁も「銀塊を買ふに銀貨を以てし、幾度之を買ふも其転回毎に船賃保険賃及び鑄造等を損して毫も益する所なし」と後に述べていることは見落とせない。<sup>(39)</sup> こうした諸事情が重なって横浜正金銀行向け低利融資に対する本行の消極的姿勢を強める要因になったと考えられる。しかし、それらが消極的姿勢の基本的原因であったとは思われない。その点を明らかにするには、外国為替手形の再割引問題をめぐる松方蔵相と富田総裁の意見の対立をたどらねばならない。<sup>(40)</sup>

- (1) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第2巻、東京銀行、昭和56年、48ページ。
- (2) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、横浜正金銀行、大正9年、208ページ。  
原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (3) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、48ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 前掲『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、209～213ページを参照。
- (5) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、大正2年、318ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (6) 同上、319～320ページ。
- (7) 同上、323ページ。
- (8) 古沢紘造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」（渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収）93ページ。
- (9) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第10巻、大正2年、2ページ。
- (10) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」93ページ。
- (11) 竜城外史「日本銀行論（第一）」（『太陽』大正3年3月号）108～109ページ。
- (12) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」94ページ。
- (13) 伊牟田敏充「明治前期における貿易金融政策」（安藤良雄編『日本経済政策史論』上巻、東京大学出版会、昭和48年、所収）96～99ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 富田鉄之助「奉答卑見」明治22年7月12日（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第4巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収）1438ページ。原文の片仮名は平仮名に改

## 第2章 草創期の日本銀行

めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。

- (15) 同上、1438ページ。
- (16) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、324ページ。
- (17) 明治20年6月25日の元老院会議における松方正義蔵相の横浜正金銀行条例制定の趣旨の説明（前掲『日本金融史資料』明治大正編第13巻、昭和34年、所収）386ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 前掲「明治前期における貿易金融政策」87～90ページ。
- (19) 同上、87ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (20) 同上、91ページ。
- (21) 吉野俊彦『忘れられた元日銀総裁—富田鉄之助伝—』東洋経済新報社、昭和49年、115～116ページ。
- (22) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第2巻、大正2年、285ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。特別契約の全文は285～287ページに収録されている。
- (23) 前掲『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、401ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (24) 前掲「明治前期における貿易金融政策」100ページ。
- (25) 吉野俊彦『日本銀行史』第2巻、春秋社、昭和51年、288ページ。
- (26) 前掲『忘れられた元日銀総裁—富田鉄之助伝—』117ページ。
- (27) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、41ページ。
- (28) 同上、41ページ。
- (29) 『東京経済雑誌』第145号（明治16年1月13日）27ページ。
- (30) 前掲『横浜正金銀行全史』第2巻、41ページ。
- (31) 同上、43ページ。
- (32) 同上、44ページ。
- (33) 前掲『横浜正金銀行史』大正9年、119ページ。
- (34) 同上、127ページ。
- (35) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」94ページ。
- (36) 同上、94ページ。
- (37) 『東京経済雑誌』第401号（明治21年1月14日）53ページ。
- (38) 上掲誌第389号（明治20年10月15日）所収「地銀を買入れ銀貨を輸出するは何の為ぞ」および第390号（明治20年10月22日）所収「日本銀行は宜しく為替保護の廃止を日本政府に請ふべし然らざれば支店を神戸に設立すべし」。
- (39) 「明治二十一年度海外荷為換資金支出方ノ義御内決伺」（前掲「明治前期における貿易金融政策」87～90ページ）も参照。

(40) 前掲「奉答卓見」1437ページ。

## (2) 松方蔵相の正貨吸収策

### 横浜正金銀行育成論

松方正義蔵相が、本行設立の際には、横浜正金銀行を本行に合併する意図を有していたことは、その「財政議」の示すとおりであった。<sup>(1)</sup>しかし、明治20年(1887年)7月の横浜正金銀行条例制定時には、その考えを完全に捨てていたことは明白である。同条例案を審議する、20年6月25日の元老院会議において松方蔵相は次のように述べている。<sup>(2)</sup>

横浜正金銀行条例を制定するより、横浜正金銀行を日本銀行に合併するほうがよいと言う者もあろう。政府当局もかつては両行の合併について論及したことがあったが、合併させるよりも、同行を独立させて外国為替業務を取り扱わせたほうが優れていると考える。「若し之を合併せば中央銀行の格式と為り荷為替を為す能はず、或は日本の貿易は低度なるを以て中央銀行に於て荷為替を為すも可なりとせば、独り銀行の地位を降下するのみならず、将さに進歩せんとするの業務も却て退歩するに至らん」。しかし、荷為替の取扱いを廃止するわけにはいかない。外国貿易面における国内銀行の営業状況を見ると、普通の為替より荷為替のほうが盛んであるからである。また合併させると、時勢の変遷につれて内外で物議を醸すおそれがあるし、万一外患が発生すれば中央銀行の業務に難渋を来すことはいうまでもない。イギリス・フランス・ドイツ等の中央銀行でも、外患のため困難に陥った例がある。したがって、「今各自分業して従事せば、縦令正金銀行は非常の困難に陥るも日本銀行之を補助することを得、一は困難を直接に受くるも一は之を免れ、将来如何なる時変に遭ふも之を処するに易きなり」と。

要するに松方は、中央銀行が業務として荷為替を取り扱うのは適当でないこと、荷為替を扱っていると外患が起きた時に中央銀行は窮状に陥ることを挙げ、為替専門金融機関としての横浜正金銀行の必要性を強調していたといえる。このような考え方は、明治22年の同行に対する低利資金の供給をめぐる本行との意見

対立の最終過程で、黒田清隆首相に提出された「横浜正金銀行ト日本銀行トノ關係ニ付松方正義ノ意見<sup>(3)</sup>」と題する建議書に、より整理されて明確に示されている。

この建議書は、まず、「日本銀行は所謂中央銀行にして、……常に力を正貨の回収に用ひ、準備を充実して金銀濫出の源を塞ぐは其本分義務たること」は明白であり、明治21年8月の兌換銀行券条例改正によって銀行券発行の基礎を固めた今日においては、「正貨回収の事は之を日本銀行に移さざるべから」ずと述べ、正貨回収の責任の所在を確定する。しかし、ヨーロッパでは各国の金融市場が接近しているので、公定歩合を引き上げることによって容易に正貨を吸収できるけれども、わが国は「土地遠隔にして運輸の費用、往復時間の利子等少からず、単に利子割引歩合の作用に由て正貨を吸収すること甚だ難」いうえ、海外における「本邦の信用未だ鞏固ならざるを以て、外国中央銀行の経済手段を直に本邦に移用せんと欲するは得て望む可らず」、日本銀行を正貨回収に従事させることは、「本邦現時の状況に関して甚だ困難なるもの」があるとし、さらに次のように述べている。

公定歩合操作による正貨吸収が不可能に近いとすれば、これまで好成績を取ってきた「荷為替等の方法を継続して海外の正貨を吸収し、貿易を奨励して生産發達の謀を為すの外」奇計好策はない。しかし、日本銀行に自ら直接荷為替等の業務を扱わせるのは適当でない。なぜならば、「中央銀行なる者は商業の中心に立ち、経済の根軸となるべき者」であって、「普通諸般の業務は各銀行に放任し、銀行の銀行となりて金融の源を疏通せざるべからず、是各国中央銀行の事業は他の銀行を経由して湊合し来りたる手形の割引を以て主要と為す所以」であるからである。日本銀行の割引する手形は2名以上の裏書人を要すると定めてあるのは、「再割引の法により、必ず他の銀行をして其間に介立して仕払を保証せしめ、日本銀行の危険を薄ふするが為」である。したがって、「日本銀行が自ら荷為替等の業務に当るは、中央銀行たるの資格に背くや言を俟たずして明か」である、と建議書は断言する。

このように日本銀行が自ら荷為替等の業務を営むことは適当でないとするれば、

他の銀行を正貨吸収の機関にせざるをえないが、「資格業務に於けるも経歴信用に於けるも正金銀行を除くの外之に適するものあるを見ず」。すなわち、①横浜正金銀行は開業以来常に外国為替・荷為替等の業務を取り扱い、経験に富んでいること、②一時の衰運もこれを盛り返して大いに進歩発展を示し、内外の信用を得て資本金も300万円から600万円に増え、政府もまた特に条例を設けてこれを保護し、政府が特別に監督する一大銀行となったこと、③政府がわずか数年の間に巨額の正貨を蓄積し、兌換の制を断行できたのも横浜正金銀行を利用した結果であること、などを考えると、「日本銀行が正貨回収の事に従はんとするに当りては、其経験に富める正金銀行を利用するの便なるが如きは莫く、且同行は政府特別の監督を受くるを以て、正貨回収の業を営為するの際万一公益を計るの目的に反するの所為あるに於ては、十分に之を矯正するの道あり、其確實なる固より普通銀行の比に非ざるなり」と主張した。

ところで、松方蔵相は、元来、外国為替業務は利益が極めて少なく、低利の資金を有しなければ同業務を営むことができないと考えていた。したがって、横浜正金銀行に外国為替業務を取り扱わせるとすれば、その必要とする低利資金の確保が重要となる。建議書は次のように述べている。「今や政府は資金を正金銀行に下附するを止めんとするに当りて、日本銀行亦国庫準備金部の継続者となりて之を利用するを欲せずんば、如何なる結果を生ずべきか」。横浜正金銀行はその業務を一変して国内向け業務を扱う普通の銀行となる外はない。それは同行にとって格別の利害はないが、国家経済的観点からみれば大いに憂慮すべきことである。「同行が多年海外貿易の衝に当り、外国銀行と競争して漸く信を外国に得たるを、一朝にして其業を廃止するは大に我帝国の信用を傷つくるのみならず、外国為替は再び外国銀行の手に帰」することになる、と。

議論がここまで展開すればその主張の帰するところは明らかであろう。建議書は次のように結論する。「正金銀行を利用して正貨回収の機関と為すは日本銀行の為に計るに最便の方法にして、又正金銀行をして外国為替荷為替等を継続せしむるは国家経済上必要の処分たるは疑を容れず、日本銀行は内国を經理して以て外国に当り、正金銀行は海外を經理して以て内国を益し、内国に事あるときは

正金銀行其全力を尽して日本銀行に補益し、外国に事ある時は日本銀行其全臂を奮て正金銀行を贊助し、内外相応じて以て国家経済を利益するは、実に両行創立の主旨にして、此の如くにして而して後両銀行も亦始めて其責任を全ふすと謂ふべきのみ」と。

### 正貨吸収の方策と責任代理店論

上述の松方蔵相の意見を要約すれば、①中央銀行は正貨吸収の責任を有するが、荷為替等を直接取り扱うべきでない、②経験と実績を有する横浜正金銀行に荷為替等の取扱いをゆだねるべきである、③外国為替業務には低利資金が必要であるので、日本銀行は横浜正金銀行に同資金を供給すべきである、ということになる。先進国の安価な商品のわが国への進出に対抗しつつ、関税自主権を持たないままで貿易の振興、とくに輸出の促進をはからねばならなかったことを考えると、その振興を図る強力な金融機関の存在が望まれたことは一応理解できよう。横浜正金銀行がまさにそれに当たり、同行の存続はわが国経済の発展——富国強兵・殖産興業の達成——に不可欠であるとの認識に立てば、同行の保護・育成を主張する松方蔵相の論理はその限りで当然のものであった。

こうした論理に立って、明治22年の春から夏にかけて、松方蔵相は横浜正金銀行に対する低利資金の供給を本行に強く要請し、富田本行総裁と意見を異にすることになったのである。前記の建議書では、具体的にいかなる方法で同行に低利資金を供給させようとしていたのか、必ずしも明確でないが、その点は前記建議書より以前に本行に対して行われた蔵相告論のなかで明らかにされている。

すなわち、明治22年6月7日、松方蔵相は自ら本行重役集會に臨み、「外国手形再割引并に責任代理店開設」につき告論<sup>(4)</sup>しているが、その冒頭に「過日口頭を以て横浜正金銀行所有の手形を再割引し、并に同行を責任代理店とし外国為替の事に従事せしむるの必要を勧誘」したと記している。これから見ると、蔵相は、横浜正金銀行に対する低利資金供給方法として、外国為替手形の再割引と責任代理店の委託を主張していたと考えて間違いない。また6月7日以前に、この点につき本行と話し合いを行ったものの本行の同意を得られず、「敢て書面を以て政府

意志のある所を告諭」するに至ったことが知られる。

6月7日の告諭は、前項で述べた松方蔵相の建議書と基本線を同じくすることは当然であるが、その説く所をたどってみよう。告諭はまず、翌明治23年4月1日を期して政府紙幣に関する責任をすべて本行に引き継ぎ、政府所有の正貨準備全部を本行に交付し、従来の政府「準備部」を閉鎖することになっているが、これに伴い「通貨統一の衝に当り、其基礎をして泰山の安きに置くの責任」は本行にあることを強調する。次いで、そうした責任を負う本行が「太平無事の日」に於て正貨準備を厚し、以て有事の日「に備へ」る方法として何があるかといえ、わが国の現状では、公定歩合操作は「金銀の輸出入上其効驗甚だ微弱」であるので、この方法では信用の基礎を維持することはできない。また、わが国の金利は海外諸国と比べて既に高いため、正貨吸収のため引き上げることはむずかしい、と述べている。

公定歩合操作以外の正貨吸収方法としては外国為替手形の割引があるが、外国市場の金利は通例年2%～2.5%であるので、これらの市場と競争するにはわが国でも相当安い金利で割引せざるをえない。「故に政府は、自今日本銀行は従来の準備金部の継承者となり、安全にして信用を置くに足るの機関を設け、若干資本を投じ、自ら準備増殖の事に従事し、併て横浜正金銀行の所有する外国為替を再割引し、以て正金を蓄積せんことを望む」と論じ、さらに、「其機関として使用するものは方今に於ては正金銀行を措て他に之あるを知らずとし、「割引歩合の如きは前陳の事情あるを以て可成之を低ふし、年利二分を超過せず、又自ら資本を投じて従事する外国為替事業も凡二分利益に止めんことを望む」と述べている。

上記のように松方蔵相は本行に対して二つの要請を行い、その一つとして、政府「準備金」から低利資金を供給して横浜正金銀行の外国為替買取りを保護した御用外国荷為替の方法を踏襲し、本行の横浜正金銀行保有外国為替手形再割引（金利は最高年2%）→輸出手形買取り促進→手形代金取立て・外貨取得→正貨による返金→本行の正貨吸収という手順で、「積極的かつストレートに正貨吸収を行おうとしていた」<sup>(5)</sup>ことは明らかであった。他方、「日本銀行は……安全にし



て信用を置くに足るの機関を設け、若干資本を投じ、自ら準備増殖の事に従事」すべしとする、責任代理店開設の要請については、この告諭だけでは判然としないう面がある。その点に直接言及したのが、松方蔵相の黒田首相あて「横浜正金銀行ヲ日本銀行ノ責任代理店トスルノ<sup>(6)</sup>議」である。

これによれば、横浜正金銀行を本行の責任代理店にすると、「日本銀行、外国為替事業に付ては、横浜正金銀行を其責任代理店として毎年若干金額を日本銀行より正金銀行に交付し、之を以て外国為替の事業に従事せしめ、其利益の大部分は之を正金銀行に交付し、返金の幾分を正貨にて受取り、為替事業に係る損失の責は一切之を正金銀行に負担せしむる」ことであった。その必要性に関しては——繰返しになるが——次のように説明されている。

第1に、公定歩合を引き上げて正貨を直接吸収しようとする、ロンドン・横浜間の金銀現送点、現送費用、輸送期間等から見て、公定歩合は年8%以上にせざるをえないが、このような高金利は国内産業の発達を妨げることになるので、公定歩合操作による正貨吸収は不可能である。第2に、日本銀行が自ら外国為替業務に従事することはリスクを負うことになるので、国家の長計として取るべき方法ではない。第3に、日本銀行が低利の資金を横浜正金銀行に貸し付けて外国為替業務を行わせることも、日本銀行の認容しうる担保に制限があるため、横浜正金銀行は必要な担保物件を容易には調達できない、からである。

要するに、横浜正金銀行を責任代理店とする方法は、本行の資金交付（預入）→横浜正金銀行の外国為替業務支援→輸出手形買取り・正貨取得→一部、正貨による返金という経路で正貨を吸収しようというものであった。松方蔵相は、この方法によれば「日本銀行は年々其準備を増殖することを得、敢て危険の事に馳することなく、益々其信用を鞏固ならしめ能く中央銀行の任を尽すを得」る一方、「横浜正金銀行は之が為めに資力を得、大に其事業を発達し、自己の資本の運転は一層容易なるを得、益々其利益を厚ふするの利あり、而して外国貿易は亦能く鼓舞奨励するを得ん、実に是れ一挙両全の策にして、今日の策をなす之を措て他に求むるものなし」と述べている。このように両行のいずれにとっても便利であると主張されたこの措置は、実際には横浜正金銀行の保護育成に傾いた方策であ

るように思われるが、松方蔵相は外国為替手形の再割引よりこの責任代理店の開設を重視していたように考えられる。

### 本行・横浜正金銀行の内外金融分業論

以上で松方蔵相の意見の要点はほぼ明らかにされたが、本行に対する蔵相告諭は、本行と横浜正金銀行の合併になぜ反対なのか、その理由をはっきりと掲げていなかった。松方蔵相がこの合併に反対であることは、明治20年7月の横浜正金銀行条例制定時に明らかにされていたが、同行を責任代理店とすべしという松方蔵相の主張の背後には、「苟も両行創設の主趣と其沿革とを考査し、又其資格責任の區別ある所以を講究了解せば、今其之を合併する能はず、又外国に支店を設置し得べきものに非ざるの理由を発見すべし<sup>(7)</sup>」との考え方があった。松方蔵相が後述する富田日銀総裁との論争の最終段階で作成した「日本銀行ヲシテ正金銀行ヲ責任代理店トナシ外国為替事務ニ従事セシムル等ノ件<sup>(8)</sup>」はその点を明示しているが、当時、松方蔵相が本行ならびに横浜正金銀行をどうとらえていたかを示しており、興味深い。

松方蔵相はまず中央銀行である本行の「精神資格」について次の2点を挙げる。一つは「金融を円滑にし金利を低減」することであり、もう一つは「兌換銀行券と金銀実貨併行するの盛時を期し、我国をして金銀世界となす」ことであるが、前者を達成する方法は「日本銀行が専ら商業手形の再割引に従事し、努めて之を拡張するに在るのみ」であると主張する。そして、再割引という方法を取るのには、——既に述べたように——市中銀行を介在させて真正な商業手形を確保することにあると説き、本行が外国為替手形を直接割り引くことはこの趣旨に反することを示唆するとともに、その「舌鋒」は一転して本行の業務運営姿勢に向けられる。

すなわち、「日本銀行創立以来幾分か商業社会の金融を円滑にし、又金利を低減せしむるがごとき其効蹟亦もつて見るべきもの無きに非ずと雖ども、其商業者を提携誘導して真正なる商業手形の発達を奨励し、其善良なる慣習を養成するの点に至りては、未だ決して政府が日本銀行に望むところの幾分を満足せしめたる

ものと言ふべからず。今にして其手形の良否、其方法の得失如何を講究するなく、又旧来の弊害を問はず、唯々これを自然に放任して以て之を顧慮せざるものとせば、仮令金玉の条例あり、善美なる機関あるも遂に其効用を致す能はず。然れば則ち、宜しく今日にして其利弊得失のあるところを察し、之れが矯正の道を講究し、勉めて之れが改良を計り、率先自任力を茲に尽すところあるに非ずんば、夫の金融を円滑にし、金利を低減して以つて商業を進歩せしむるの効用を拡張し、之れが実跡を見るは夫れ果して何の日に在るや。然るに未だ曾て事此に及ばずして、尋常銀行会社の間に行はれたる旧慣に放任して、動もすれば融通手形の弊害を助長せんとするは、余が最も遺憾とするところなり」と。

これは、欧米先進国より後れて経済近代化の道を歩み始めたという歴史的制約を顧みない発言といえるし、また富田総裁との対立という特殊な状況を反映した発言でもあるが、それにしても厳しい本行批判であった。「商業社会に真正なる手形利用の途を開き、善良なる手形割引の効力を發達せしめ」という原則論では、反論の余地は少ない。明治22年9月に本行総裁に就任した川田小一郎総裁が、恐慌來を懸念しつつも本行貸出の厳正化を強力に推進した理由の一つはここにあったのではないかと思われるが、松方蔵相はこのような本行批判に引き続いて横浜正金銀行の「精神資格」と「業務責任」について述べている。

横浜正金銀行の「精神資格」の一つは、「外国為替荷為替の便を開ひて我貿易を發達せしめ、殊に物品の輸出を奨励するに在り」、もう一つは「我政府及び人民の爲めに外国為替を買入れ、以て外債の元利、在外公館の経費或は軍艦其他器具の購買に係る支払を処弁し、又勉めて之れが余剰を謀りて之を我国に致し、以て実貨を回収するに在るが、「其効驗既に著大なるものあり」と同行の業績を高く評価している。すなわち、「海外貿易の権衡逐次平均を得て金銀の濫出を阻遏し、今日我国に幾千万円の実貨を回収し得たるものは、蓋し是れ該銀行が創立の主旨を体認し、政府が指定する所の針路を誤らず、以て本分を尽したるの致す所に非ずや」と述べており、本行の業績に対する前記の評価とは著しい開きがあった。

上記のような本行と横浜正金銀行との「精神資格」および「業務責任」の相違を踏まえて、松方蔵相は次のように主張する。

外国為替業務を拡張して正貨回収の道を開くことは今日の急務であるが、その実施に当たり、組織を異にし利害を同じくしない日本銀行と横浜正金銀行とを同一の目的達成に従事させようとするのは得策でない。日本銀行は同行を合併するか、あるいは内外に支店を設けて自ら外国為替業務を取り扱うべきであるとする論者もあるが、それは両行がいかなる性質のものであるのかを知らない説である。強いて合併すれば、「日本銀行は唯々其外形を存するも、所謂中央銀行たるの特有資格を失し、終に名其实に背むくに至らん」。また、横浜に支店を開いて横浜正金銀行と代わらせ、あるいは外国に支店を設けて自ら外国為替業務に従事するというのは、中央銀行は再割引の方法によるべしという精神に反することになる。「日本銀行は主宰者たり、指揮者たり、又教導者たるの地位に立つものにして、即ち中央銀行たるの資格責任を有するものにして、將た焉ぞ外国為替荷為替の事業に直接従事するの理あらんや」。多年、外国為替業務に従事し、その経験を有する横浜正金銀行と契約し、資金を供給してその労を取らせばよい。

要約すれば松方蔵相は、本行と横浜正金銀行は「一は以て一国財務の内部に当り、一は其外部を弁ずるもの」であるから、「両銀行の業務たる内外の別劃然として立ち、各々分担する所ろあるに非ざれば、到底政府が企図するところの大業を成す能はず」と考えていたのである。こうした認識を前提とすれば、蔵相の主張した責任代理店の開設は当然の帰結であった。

- (1) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、984ページ。
- (2) 上掲書、明治大正編第13巻、386～387ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 上掲書、明治大正編第4巻、1430～1433ページ。引用部分は原文の片仮名を平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (4) 同上、1433～1434ページ。
- (5) 前掲「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」108ページ。
- (6) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、1434～1435ページ。
- (7) 同上、1446ページ。
- (8) 同上、1441～1453ページ。